

広島県選挙管理委員会告示第二十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

平成二十七年四月六日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

別表

施設の種類	施設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
病 院	介護老人保健施設牛田バラ苑	広島市東区牛田新町三丁目30番30号	平成27年3月26日
老人ホーム	虹の里第2特別養護老人ホーム	広島市東区馬木三丁目26番2-4号	平成27年3月26日
老人ホーム	介護付有料老人ホームあかしあ大河	広島市南区南大河町12番1号	平成27年3月26日
老人ホーム	介護付有料老人ホーム西広島あかり苑	広島市西区田方二丁目16番45号	平成27年3月26日
身体障害者支援施設	障害者支援施設愛命園	広島市佐伯区湯来町大字和田1113番地2	平成27年3月26日
老人ホーム	地域密着型特別養護老人ホーム桜	福山市神村町5234番地3	平成27年3月26日
老人ホーム	桜ショートステイホーム	福山市神村町5234番地3	平成27年3月26日
老人ホーム	コミュニケーション柏葉	東広島市西条昭和町12番57号	平成27年3月26日
老人ホーム	高屋の大地	東広島市高屋町大島145番地1	平成27年3月26日